

広告

中日教えてナビでは
様々なジャンルの専門家が
皆さんの相談にお答えします。



その道の専門家にきく 中日 教えてナビ

中日教えてナビ

検索



お問い合わせ・運営
株式会社中日アド企画 中日教えてナビ運営事務局
TEL.052-239-1226
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-5-2 中日新聞社北館5F

東海エリアの専門家を紹介するWebサービスです。あなたの悩みや疑問を相談したり、専門家を探すことができます。

紙面出張 Q&A

ビジネス・キャリアの専門家



平日夜10時まで
休日も対応する税理士

よねづ税理士事務所

米津 晋次

愛知県名古屋市

確定申告

昨年10月に、基礎控除額以下の相続金を受けました。期限は過ぎましたが、確定申告か他の申告必要でしょうか。仕事が忙しく、すっかり忘れてました。よろしくお願いいたします。



基礎控除額以下の相続税申告

相続税には、基礎控除額という非課税枠があります。(基礎控除額は、3000万円+600万円×法定相続人数です。)相続財産が基礎控除額以下の場合には、相続税の申告義務はありません。ただし、配偶者の軽減や小規模宅地の評価減等の特例の

適用を受けるには、相続税の申告が条件となりますのでご注意ください。

また、3年以内の贈与があった場合には、贈与税の申告をしていたとしても、その贈与財産も相続税の対象になります。3年以内の贈与をプラスし、上記の特例の適用を受ける前で、相続財産が基礎控除額以下であれば、相続税申告は不要です。

なお、税務署から問い合わせがある場合がありますので、財産一覧とその評価額(時価でも可)を作成しておくことよいでしょう。相続税申告が不要な場合でも、遺産分割協議書を作成しておくことをおすすめします。

太陽光発電の専門家



住宅・不動産の専門家



医療・健康の専門家



(株)ソレア

株式会社新和建設

こまき矯正歯科

浮嶋 昌久

後田 文子

飯田 資浩

愛知県名古屋市

愛知県北名古屋市

愛知県小牧市